【利用権売買契約約款】

（契約の成立）

第１条　本契約は、お客様（以下「甲」といいます。）がコネクシオ株式会社（以下「乙」といいます。）に対し乙所定の方法で申込み、乙が甲に対し乙所定の方法で承諾することによって成立します。

（本サービスの内容）

第２条　本サービスの内容は、本書に定めるとおりとします。

（定義）

第３条　以下の語句は、本契約において以下の意義で用いられます。

（１）「利用権の販売」とは、第１条に定める本契約の成立により、利用権を販売することをいいます。

（２）「再販売先」とは、甲と利用権販売契約を締結して利用権を購入し、自己の顧客（エンドユーザを含みます。）に対して甲から購入した利用権の販売を行う事業者をいい、それ以降の全ての再販売先を含むものをいいます。

（３）「サービス提供事業者」とは、甲又はエンドユーザと利用契約を締結することにより甲又はエンドユーザに対し本サービスを提供する事業者をいいます。

（４）「エンドユーザ」とは、甲又は再販売先から利用権を購入して、サービス提供事業者から本サービスの提供を受ける法人顧客をいいます。甲がサービス提供事業者から本サービスの提供を受ける場合は、甲がエンドユーザとなります。

（５）「規約等」とは、サービス提供事業者が定める本サービスにかかるサービス利用規約及び料金表をいいます。

（６）「利用契約」とは、名称又は方法の如何を問わず、エンドユーザが本サービスを利用するにあたり、サービス提供事業者とエンドユーザとの間で締結される契約をいい、所定の申込書（以下「サービス利用申込書」といいます。）により、規約等の内容をエンドユーザが同意し、サービス提供事業者がエンドユーザの申込を承諾することにより成立するものをいいます。

（７）「販売代金」とは、乙が甲に対して販売する利用権の販売代金及び本サービスの利用料金（以下「サービス利用料金」といいます。）等をいいます。

（本サービスにかかる契約関係）

第４条　甲は、自ら本サービスの契約申込を行う都度又はエンドユーザから本サービスの契約申込を受け付ける都度、乙に対し、サービス利用申込書を提出するものとします。

２．乙は、サービス提供事業者がサービス利用申込書を審査し承諾した場合は、当該サービス利用申込書に対応する利用権を発行して甲に販売します。

３．本サービス自体の提供については、サービス提供事業者が、エンドユーザに対して行うものとし、利用契約は、規約等に基づき、サービス提供事業者とエンドユーザとの間で締結されるものとします。

（甲による利用権の再販売等）

第５条　甲は、乙が、甲が再販売先又はエンドユーザに対し利用権を再販売すること及び自己のサービスの一部として利用権を使用することを許諾した場合には、当該再販売及び使用をすることができるものとします。

２．乙の甲に対する前項の再販売の許諾は、非独占的な許諾であり、乙は、利用権を自ら又は他の第三者に提供することを妨げるものではありません。

３．利用権の再販売先又はエンドユーザへの再販売価格は、甲が定めるものとします。

（甲の義務）

第６条　本契約における販売代金の支払義務は、サービス提供事業者とエンドユーザとの間で利用契約が成立したときに

甲乙間で発生し、甲は乙に対し販売代金を支払う義務を負うものとします。

２．甲は、乙の事前の承諾なく、利用権を乙以外の事業者から購入することはできないものとします。

３．甲は、利用権又は本サービスを改造したり、分解又は損壊その他利用権又は本サービスの機能に支障を与えたりする行為をしてはならないものとします。

４．甲は、乙の事前の承諾なく、利用権又は本サービスを第三者に転貸、譲渡又は質入れその他の担保に供する等サービス提供事業者の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。

５．甲は、乙から請求があった場合には、利用権及び本サービスの利用状況等を乙に報告するものとします。

６．乙は、甲が第１６条（契約の解除）第２項各号のいずれかに該当する場合、前項の報告につき確認の必要がある場合、又は前項の報告に基づきその必要を認めたときはいつでも、甲の業務及び財産の状況を調査するため、甲の営業所等に立入調査をすることができ、甲は乙によるかかる調査に最大限の協力をするものとします。

（商標の使用許諾等）

第７条　乙は、サービス提供事業者の許諾を得た場合には、甲に、本契約に基づく活動に必要な範囲において、サービス提供事業者の登録商標及び商標（以下総称して「サービス提供事業者の商標」といいます。）の使用することを許諾します。但し、その使用方法については、都度乙の承諾を得るものとします。

２．甲は、サービス提供事業者の商標を改変して使用してはならないものとします。

（販売促進支援プログラム）

第８条　甲は、乙から、本契約に基づく活動に関する販売促進支援プログラムの提供を受けることができるものとします。販売促進支援プログラムの内容及び詳細は、乙から甲へ別途通知されるものとします。

（検査）

第９条　甲は、甲が利用権を受領した場合は、すみやかに検査を行い、利用権の種類、品質又は数量に関して何らかの契約内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）を発見した場合には、直ちに乙に対してその旨を書面により通知するものとします。なお、利用権の引渡日から１０営業日以内に甲から検査結果の通知が乙に到達しなかった場合には、利用権は検査に合格したものとみなします。

（契約不適合等）

第１０条　乙は、利用権に前条の検査では発見することができない種類又は品質に関する契約不適合がある場合を除き、甲に引き渡した利用権について、返品に応じないものとします。

２．利用権の引渡日から６ヶ月以内に契約不適合が発見され、その旨を乙に通知した場合に限り、甲は、乙に対し、代替品への交換のみを請求することができるものとします。

３．本サービスは規約等及び利用契約に従ってサービス提供事業者から提供されるものとし、乙は、甲に対して、本サービスが正常に動作すること及び機能、並びに本サービスの不適合（バグ、構造上の問題等を含みます。）が存していた場合にこれが修正されることのいずれについても、何ら保証責任を負わないものとします。

４．本サービスが第三者の権利を侵害しているとして、第三者から異議又は紛争が提起された場合には、当該異議又は紛争が、甲又はエンドユーザの行為に起因する場合は、甲の責任と費用でこれを解決しなければならないものとします。

５．乙は、本サービスが甲又はエンドユーザの使用目的に合致していること、甲又はエンドユーザの要求を満足させるものであることについて何ら保証しないものとします。乙は、いかなる場合でも、甲又はエンドユーザが本サービスを使用した利用結果について、甲又はエンドユーザに対して何ら責任を負わないものとします。

（本サービス等に関する知的財産権）

第１１条　利用権、本サービス及び関連資料等に関する知的財産権は全て乙又は本サービスのライセンスを保有している第三者に帰属するものとします。

２．本契約に基づく乙の甲に対する利用権の販売は、本契約に明記されている場合を除き、利用権、本サービス及び関連資料等についての知的財産権の移転又は使用許諾その他いかなる権利の移転又は付与を意味するものではありません。

３．甲は、利用権、本サービス及び関連資料等の複製、改変、変更、改良、解析（リバースエンジニアリングを含みます。）、逆アセンブル、逆コンパイルその他乙又は本サービスのライセンスを保有している第三者の知的財産権その他の利益を侵害する行為をしてはならないものとします。

（販売代金）

第１２条　販売代金は、本書に定めるとおりとします。

２．乙は、甲に対し、販売代金に関する請求書を発行します。甲は、乙に対して、毎月末日時点において乙が販売した利用権の数に、利用権売買申込書に定める金額をもって計算した販売代金を、本書で定める支払期日までに支払うものとします。なお、当該支払に係る振込手数料は甲の負担とします。

３．販売代金の支払義務は、サービス提供事業者とエンドユーザとの間で利用契約が成立したときに発生し、延長又は更新後の期間も同一性をもって継続するものとします。

４．利用期間の途中で本契約が解除、解約等により終了した場合は、甲は乙に対して利用期間満了までの未払いの販売代金及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。

５．甲が、本契約に定める金銭の支払を怠った場合には、年１４．６％の割合による遅延損害金（１年を３６５日とする日割計算）を甲に対し支払うものとします。

（権利義務の譲渡禁止）

第１３条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、本契約に基づく権利及び義務の全部又は一部を、第三者への譲渡、第三者のための担保供与その他処分をすることができないものとします。

（秘密保持）

第１４条　甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上又は技術上の情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、以下の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

（１）相手方から開示を受ける以前から、既に保有していた情報

（２）相手方から開示を受けた時点で、既に公知であった情報

（３）相手方から開示を受けた後、自らの責に帰すことのできない事由により公知となった情報

（４）甲又は乙が、第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報

（５）甲又は乙が、自ら独自に開発、創出した情報

２．甲及び乙は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させた場合、当該役職員又は第三者に本契約と同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含みます。）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。

３．第１項の規定にかかわらず、甲又は乙が、裁判所や行政機関の有効な命令、又は法律等により開示を要求された場合は、その命令又は要求に従い秘密情報を開示することができるものとします。但し、法令の許容する範囲で、直ちに当該要求を受けたこと及び開示対象情報を相手方に通知のうえ開示するものとし、事前の通知が困難な場合には、開示後直ちに相手方に通知するものとします。

４．甲及び乙は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報等を厳重に管理し、秘密情報等を使用する必要のある役員及び従業員（派遣社員、契約社員を含みます。）に対してのみこれを開示するものとし、安全管理に必要な措置を講じるものとします。

５．甲及び乙は、本契約の遂行上、秘密情報等を保持する必要がなくなった場合又は相手方から要請があった場合には、

相手方から開示又は提供された秘密情報等にかかわる資料、媒体及びその複製物を遅滞なく返還又は破棄するものとします。

（個人情報の取扱い）

第１５条　甲及び乙は、本契約の遂行に際して、相手方から取扱いを委託された個人データ（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）で定義される個人データをいいます。）（以下「本件個人データ」といいます。）について、個人情報保護法に基づく安全管理措置を遵守し、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

２．甲及び乙は、本件個人データを、本契約の遂行のためにのみ使用、加工、複写等するものとし、他の目的に使用、加工、複写等してはならないものとします。

３．甲及び乙は相手方に対して、相手方の請求がある場合は、個人情報の管理状況について報告するものとします。

４．甲又は乙において、万一、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、事故発生させた当事者は相手方に対し、直ちに当該事故の発生の日時・内容その他詳細事項について報告するものとします。また、事故発生させた当事者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、相手方が満足する内容の再発防止措置を講じ、相手方に対しその内容を報告しなければならないものとします。

５．甲及び乙は、相手方の事前の承諾なしに、相手方からその取扱いを委託された個人情報を含む資料を廃棄しないものとします。

６．甲及び乙は、相手方からその取扱いを委託された個人情報を含む資料の廃棄は、相手方が事前に承諾した廃棄方法に従って行うものとします。また、相手方の事前の承諾がない限り、相手方の担当者の立ち会いの下で厳重なる注意をもって廃棄を行い、廃棄した個人情報の種類その他の相手方の指定する事項を記載した書面によって、廃棄の完了を直ちに相手方に報告するものとします。

７．甲及び乙は、本契約の目的を達成した場合、本契約が終了した場合または相手方の要求があった場合は、相手方からその取扱いを委託された個人情報を含む資料を現状有姿で直ちに相手方に返却し、返却した個人情報の種類その他の相手方の指定する事項を記載した書面にて、返却の完了を直ちに相手方に報告するものとします。なお、相手方が返却に代えて廃棄することを事前に承諾した場合は、前号の方法に従って当該資料を廃棄するものとします。

（契約の解除）

第１６条　甲又は乙は、相手方が本契約の各条項に違反した場合、違反是正期間として相当期間を定めて相手方に対し債務の本旨に基づく履行をなすよう催告し、当該期間内に履行がなされない場合、当該期間の経過をもって当然に本契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。但し、法令で催告を要しない旨定められている場合はこの限りでありません。

２．甲又は乙が次の各号の一に該当したときは、相手方は何等の予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

（１）本契約の規定に違反し、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき。

（２）本契約の規定に違反し、当該違反の性質又は状況に照らし、爾後相手方において違反を是正してもなお本契約の目的を達成することが困難であるとき。

（３）正当な理由なく本契約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。

（４）自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押えもしくは差押えの命令、通知が発送されたとき。

（５）相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。

（６）その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

４.甲又は乙が、前項各号の一に該当したときは、該当者は当然に相手方に対する債務の期限の利益を失うものとします。これにより期限の利益を喪失した当事者は、その時点において相手方に対し負担する一切の債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

（相殺）

第１７条　乙は、甲に対し負担する債務（本契約による債務に限定されません。）と甲に対し有する債権とを当該債権の期限の到来の有無にかかわらず、対当額にて相殺することができるものとします。

（反社会的勢力の排除）

第１８条　甲及び乙は、自らが暴力団、暴力団構成員（暴力団構成員でなくなってから５年を経過していない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、保証します。

２．甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要さずに、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力に属する、又は反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

(2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき

(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

３．甲又は乙は、前項各号に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告しなければならないものとします。

４．甲又は乙は、第２項の規定に基づき本契約の全部又は一部を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、何ら当該損害の賠償をすることを要せず、また、当該契約解除により自らに損害が生じたときは、相手方は当該損害を賠償する責を負うものとします。

（不可抗力）

第１９条　地震、台風、津波その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、感染症又は伝染病等の疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故等の不可抗力、その他乙の責めに帰すことのできない事由、及びこれらを踏まえた乙の判断に基づく本契約の全部又は一部（金銭債務を除きます。）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとします。但し、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するとともに、回復するための最善の努力をするものとします。

２.前項に定める事由が生じ、本契約の目的を達成することが困難であると認めるに足りる合理的な理由がある場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。

（損害賠償）

第２０条　甲又は乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により直接の結果として現実に発生した通常損害に限り、相手方に対して請求することができるものとします。なお、甲及び乙は、本契約の他の条項の定めの如何にかかわらず、またそれを予見すべきであったか否かを問わず、特別の事情から生じた損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。

２.乙の本契約の履行に関する損害賠償の累積総額は、債務不履行、契約不適合責任その他請求原因の如何にかかわらず、損害発生の直接の原因となった利用権の代金相当額を限度とします。

（契約終了後の措置）

第２１条　本契約が終了した場合であっても、第１０条（契約不適合等）、第１３条（権利義務の譲渡禁止）、第１４条（秘密保持）、第１５条（個人情報の取扱い）、第２０条（損害賠償）、第２３条（紛争解決）及び本条の規定については、なお有効に存続するものとします。

（分離条項）

第２２条　本契約の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法又は無効と判断されたとしても、残部の条項は、その後も有効に存続するものとします。

（紛争解決）

第２３条　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について生じた疑義については、甲及び乙は、誠実に協議し誠意をもってその解決にあたるものとします。

２．本契約に関し訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上